

令和6年度決算に係る資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

- (1) 令和6年度東庄町水道事業会計決算における資金不足比率
- (2) 令和6年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算における資金不足比率
- (3) 令和6年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算における資金不足比率

2 審査の期間

令和7年8月7日

3 審査の経過

令和7年6月23日付け、総第150号をもって審査に付された令和6年度決算に係る各会計の資金不足比率の審査にあたっては、当該比率の算定に用いられた計数が法規に準拠して正確、かつ、適正に処理されているか等に検討を加え、提出された関係帳票等を精査し、合わせて関係職員の説明を聴取する方法により慎重に審査した。

4 審査の結果

審査に付された各会計の資金不足比率は、それぞれの算定に用いられた計数が法規に準拠して正確、かつ、適正に処理されており、内容も正当なものと認定した。

5 資金不足比率の概要

各会計の資金の不足額の当該事業の規模に対する比率であり令和6年度決算における各会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(資金不足額が無い場合「—」で表示。単位：%)

公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
東庄病院事業会計	—	
食肉センター特別会計	—	

6 審査意見

本年度の東庄町水道事業会計決算、東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算、東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算における資金不足比率は、資金の不足額がなく算定されなかったことから、これらの事業経営の健全性は保たれていると判断できる。